

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和3年12月

特許庁

商標法施行規則の一部を改正する省令案に対するパブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、これに対して4件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

(1)意見募集期間

令和3年10月6日（水曜日）～令和3年11月4日（木曜日）

(2)意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省ホームページ、特許庁ホームページ

(3)意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出数：4件（団体：1件、個人：3件）

なお、本省令案に関わりのない御意見（個人：1件）が寄せられましたが、当該御意見に対する回答は差し控えさせていただきます。

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

4. 省令の公布・施行について

「商標法施行規則の一部を改正する省令」（令和3年12月15日経済産業省令第82号）

として、令和3年12月15日に公布され、令和4年1月1日に施行されます。